

(事業主の方へ)

平成29年度 生産性要件が設定されている 労働関係助成金のご案内

1 労働関係助成金とは

主に雇用保険料の事業主負担分が財源となって運営されており、多くの事業主の皆様にご利用いただいています。

失業の予防、雇用状態の是正、雇用機会の増大その他雇用の安定を図る他、能力の開発及び向上の促進を主な目的として事業主に支給される助成金です。

2 生産性要件とは

労働関係助成金は、助成金を申請する事業所が、次の方法で計算した「生産性要件」を満たしている場合に、助成の割増等を行います。

- 助成金の支給申請を行う直近の会計年度における「生産性」が、
 - ・その3年度前に比べて**6%以上伸びていること** または、
 - ・その3年度前に比べて**1%以上(6%未満)伸びていること** (※)

(※) この場合、金融機関から一定の「事業性評価」を得ていること

☞「事業性評価」とは、都道府県労働局が、助成金を申請する事業所の承諾を得た上で、事業の見立て(市場での成長性、競争優位性、事業特性及び経営資源・強み等)を与信取引等のある金融機関に照会させていただき、その回答を参考にして、割増支給の判断を行うものです。

なお、「与信取引」とは、金融機関から借入を受けている場合の他に、借入残高がなくとも、借入限度額(借入の際の設定上限金額)が設定されている場合等も該当します。

☞「生産性」は次の計算式によって計算します。

$$\text{生産性} = \frac{\text{付加価値(※)}}{\text{雇用保険被保険者数}}$$

※ 付加価値とは、企業の場合、営業利益+人件費+減価償却費+動産・不動産賃借料+租税公課の式で算定されますが、社会福祉法人、医療法人等については、別途お示しします。

- なお、本年10月受付の申請から、生産性の算定要素である「人件費」について、「従業員給与」のみを算定することとし、**役員報酬等は含めない**こととします。
- また、「生産性要件」の算定の対象となった期間中に、事業主都合による離職者を発生させていないことが必要です。



生産性要件が設定されている労働関係助成金一覧

(再就職支援関係)

<助成金名>		<助成の対象となる措置>	<コース名>
1 労働移動支援助成金		離職を余儀なくされた労働者を早期に雇い入れる	▶ ① 早期雇入れ支援コース
		離職を余儀なくされた労働者を雇い入れ訓練を行う	▶ ② 人材育成支援コース
		移籍等により雇用期間の定めのない労働者として受け入れ、訓練を行う	▶ ③ 移籍人材育成支援コース
		中途採用者の雇用管理制度を整備した上で中途採用者の採用を拡大し、生産性を向上させる	▶ ④ 中途採用拡大コース

(雇入れ関係)

<助成金名>		<助成の対象となる措置>	<コース名>
1 地域雇用開発助成金		雇用情勢が特に厳しい地域で、事業所を設置整備して労働者を雇い入れる	▶ ① 地域雇用開発コース

(雇用環境の整備関係)

<助成金名>		<助成の対象となる措置>	<コース名>
1 職場定着支援助成金		雇用管理制度（評価・処遇制度、研修制度、健康づくり制度、メンター制度、短時間正社員制度（保育事業主のみ））の導入を通じて従業員の離職率の低下を図る	▶ ① 雇用管理制度助成コース
		介護福祉機器の導入を通じて従業員の離職率の低下を図る	▶ ② 介護福祉機器助成コース
		賃金制度の整備を通じて従業員の離職率の低下を図る	▶ ③ 保育労働者雇用管理制度助成コース
		賃金制度の整備を通じて従業員の離職率の低下を図る	▶ ④ 介護労働者雇用管理制度助成コース
2 人事評価改善等助成金		人事評価制度と賃金制度を整備し、生産性向上を図り、賃金の引き上げと離職率を低下させる	
3 建設労働者確保育成助成金		建設業の中小事業主が認定訓練を建設労働者に受講させる（賃金助成）	▶ ① 認定訓練コース
		建設業の事業主が建設労働者に技能実習を受講させる	▶ ② 技能実習コース
		建設業の中小事業主が雇用管理改善制度の導入・実施を通じて従業員の入職を実施する	▶ ③ 雇用管理制度助成コース
		建設業の中小事業主が雇用する登録基幹技能者の賃金テーブル又は資格手当の増額改定を実施する	▶ ④ 登録基幹技能者の処遇向上支援助成コース
		建設業の事業主が若年及び女性労働者の入職や定着を図ることを目的とした事業を実施する	▶ ⑤ 若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース
4 65歳超雇用推進助成金(※)		建設業の元方の中小事業主が自ら施工管理する建設工事現場での女性専用作業員施設の賃借を実施する	▶ ⑥ 女性専用作業員施設設置助成コース
		高年齢者の雇用環境整備の措置を実施する	▶ ① 高年齢者雇用環境整備支援コース
		無期雇用への転換を実施する	▶ ② 高年齢者無期雇用転換コース

※当該助成金の申請等の手続きは(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構が実施しています。また、生産性の伸び率が1%以上(6%未満)である場合の金融機関への事業性評価の対象外となっています。

(仕事と家庭の両立支援関係)

<助成金名>	<助成の対象となる措置>	<コース名>
1 両立支援等助成金	育児休業を取得しやすい職場環境整備を行い、男性に育児休業を取得させる	▶ ① 出生時両立支援コース
	仕事と介護の両立支援に関する取組を行う	▶ ② 介護離職防止支援コース
	育休復帰支援プランを作成し、労働者に育児休業取得・職場復帰させる、または育児休業代替要員を確保する	▶ ③ 育児休業等支援コース
	育児・介護を理由とした退職者の復職支援の取組を行う	▶ ④ 再雇用者評価処遇コース
	行動計画に取組目標、数値目標を掲げ、女性が活躍しやすい職場環境の整備等に取り組む	▶ ⑤ 女性活躍加速化コース

(キャリアアップ・人材育成関係)

<助成金名>	<助成の対象となる措置>	<コース名>
1 キャリアアップ助成金	有期契約労働者等を正規雇用等へ転換または直接雇用する	▶ ① 正社員化コース
	有期契約労働者等に対して職業訓練（一般職業訓練、有期実習型訓練、中長期的キャリア形成訓練）を行う	▶ ② 人材育成コース
	有期契約労働者等の賃金規定等の改定により賃金の引上げを実施する	▶ ③ 賃金規定等改定コース
	有期契約労働者等に法定外の健康診断制度を導入、実施する	▶ ④ 健康診断制度コース
	正規雇用労働者と共通の賃金規定等を導入、適用する	▶ ⑤ 賃金規定等共通化コース
	正規雇用労働者と共通の諸手当制度を導入、適用する	▶ ⑥ 諸手当制度共通化コース
	500人以下の企業で社会保険の適用拡大を実施し、その際に有期契約労働者等の賃金の引上げを実施する	▶ ⑦ 選択的適用拡大導入時処遇改善コース
	短時間労働者の所定労働時間を延長し、社会保険を適用する	▶ ⑧ 短時間労働者労働時間延長コース
2 人材開発支援助成金	OJTとOff-JTを組み合わせた訓練や若年者に対する訓練、労働生産性の向上に資するなど訓練効果が高い10時間以上の訓練について助成	▶ ① 特定訓練コース
	特定訓練コース以外の20時間以上の訓練に対して助成	▶ ② 一般訓練コース
	セルフ・キャリアドック制度、教育訓練休暇等制度を導入し、実施した事業主に対して助成	▶ ③ キャリア形成支援制度導入コース
	技能検定合格報奨金制度、社内検定制度、業界検定制度を導入し、実施した場合に助成	▶ ④ 職業能力検定制度導入コース

(最低賃金引き上げ関係)

<助成金名>	<助成の対象となる措置>	<コース名>
1 業務改善助成金	生産性向上のための設備投資などを行い、事業所内の最も低い賃金を計画的に引き上げる	

労働関係助成金には、その他、雇用維持や障害者の雇用環境整備など、生産性要件が設定されていない各種助成金もございます。詳細は、厚生労働省ホームページより以下を検索の上、ご参照ください。

厚生労働省ホームページURL: <http://www.mhlw.go.jp/>

事業主の方のための雇用関係助成金 **検索**

●お問い合わせ先

申請手続き等の詳細につきましては、裏面の「労働関係助成金に関する主なお問い合わせ先一覧」を参照ください。

労働関係助成金に関する主なお問い合わせ先一覧 (2017年8月現在)

都道府県 労働局	所在地	電話番号	都道府県 労働局	所在地	電話番号
北海道	札幌市北区北8条西2丁目1番1号 札幌第1合同庁舎6階	011-788-2294	滋賀県	大津市梅林1丁目3番10号 滋賀ビル8階	077-526-8251
青森県	青森市新町2-4-25 青森合同庁舎7階	017-721-2003	京都府	京都市中京区烏丸通御池下ル 虎屋町566-1井門明治安田生命ビル 2階	075-241-3269
岩手県	盛岡市盛岡駅西通2-9-1 マリオス6階	019-606-3285	大阪府	大阪市中央区常盤町1丁目3番8号 中央大通F Nビル9階	06-7669-8900
宮城県	仙台市宮城野区鉄砲町1番地 仙台第4合同庁舎	022-299-8063	兵庫県	神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号 三宮国際ビル5階	078-221-5440
秋田県	秋田市山王3丁目1番7号 東カンビル5階	018-883-0010	奈良県	奈良市法蓮町163-1 新大宮愛正寺ビル405号室	0742-35-6336
山形県	山形市香澄町3丁目2番1号 山交ビル3階	023-626-6101	和歌山県	和歌山市黒田二丁目3-3 和歌山労働総合庁舎5階	073-488-1161
福島県	福島市霞町1-46 福島合同庁舎4階	024-529-5409	鳥取県	鳥取市富安2丁目89-9	0857-29-1708
茨城県	水戸市宮町1-8-31 茨城労働総合庁舎7階	029-224-6219	島根県	松江市向島町134番10 松江地方合同庁舎5階	0852-20-7020
栃木県	宇都宮市明保野町1-4 宇都宮第2合同庁舎	028-610-3557	岡山県	岡山市北区下石井1丁目4番1号 岡山第2合同庁舎3階	086-801-5107
群馬県	前橋市大渡町1-10-7 群馬県公社総合ビル9階	027-210-5008	広島県	広島市中区八丁堀5番7号 広島KSビル4階	082-502-7832
埼玉県	さいたま市中央区新都心11-2 明治安田生命さいたま新都心ビル ランドアクセス・タワー15・16階	048-600-6209	山口県	山口市中河原町6番16号 山口地方合同庁舎2号館	083-995-0383
千葉県	千葉市中央区中央3-3-1 J&E第一生命ビルディング6階	043-441-5678	徳島県	徳島市徳島町城内6番地6 徳島地方合同庁舎4階	088-611-5387
東京都	新宿区百人町4-4-1新宿労働総合庁舎1階	03-5337-7415	香川県	高松市サンポート3番33号 高松サンポート合同庁舎3階	087-811-8923
神奈川県	横浜市中区尾上町5-77-2 馬車道ウエストビル5階	045-277-8801	愛媛県	松山市湊町3丁目4番地6 松山銀天街ショッピングセンター GET! 4階	089-987-6370
新潟県	新潟市中央区新光町16-4 荏原新潟ビル1階	025-278-7181	高知県	高知市南金田1番39号	088-885-6052
富山県	富山市神通本町1-5-5 富山労働総合庁舎	076-432-2793	福岡県	福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号 福岡合同庁舎本館1階	092-411-4701
石川県	金沢市西念3-4-1 金沢駅西合同庁舎5階	076-265-4428	佐賀県	佐賀市駅前中央3丁目3番20号 佐賀第2合同庁舎6階	0952-32-7173
福井県	福井市春山1-1-54 福井春山合同庁舎9階	0776-26-8613	長崎県	長崎市万才町7-1 住友生命長崎ビル6階	095-801-0042
山梨県	甲府市丸の内1-1-11	055-225-2858	熊本県	熊本市西区春日2-10-1 熊本地方合同庁舎A棟9階	096-211-1704
長野県	長野市中御所1-22-1	026-226-0866	大分県	大分市東春日町17番20号 大分第2ソフィアプラザビル4階	097-535-2100
岐阜県	岐阜市金町4-30 明治安田生命岐阜金町ビル3階	058-263-5650	宮崎県	宮崎市橘通東3丁目1番22号 宮崎合同庁舎	0985-38-8824
静岡県	静岡市葵区追手町9番50号 静岡地方合同庁舎5階	054-271-9970	鹿児島県	鹿児島市西千石町1番1号 鹿児島西千石第一生命ビル2階	099-219-5101
愛知県	名古屋市中区栄2丁目3番1号 名古屋広小路ビルディング11階	052-219-5518	沖縄県	那覇市おもろまち2丁目1番1号 那覇第2地方合同庁舎1階	098-868-1606
三重県	津市島崎町327番2 津第二地方合同庁舎2階	059-226-2111			

<助成金に関する勧誘にご注意ください。>

労働関係助成金の申請や、助成対象の診断及び受給額の無料査定をするといった記載の書面を一方的に送付（FAX）することによって助成金の活用を勧誘する業者の情報が寄せられています。

厚生労働省や都道府県労働局・ハローワークでは、このような勧誘に関与している事実はありませんので、十分にご注意ください。